

戸籍に記載される

氏名のフリガナについて ～よくあるご質問～

固 窓口課
☎0761-72-7880

こちらも
ご覧ください



加賀市フリガナ
HP

文字の大小が異なる場合も届出の対象になります
(例 キョウコ→キョウコなど)

届出が必要な場合、届出できるのは令和8年5月25日までです！

問 戸籍に記載されるフリガナの通知が誤っていたため、フリガナの届出をしなければならぬが、もともと漢字の一般的な読み方でないフリガナを使用しています。何か必要なものはありますか。

答 戸籍に記載する氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られることとされましたが、戸籍に記載されている者が一般の読み方以外の読み方を使用している場合には、その読み方が通用していることを証する書面を提出する必要があります。

この一般の読み方以外の読み方が通用していることを証する書面としては、旅券(パスポート)や預貯金通帳等があります。氏名の読み方と漢字を確認できるページのコピーをご持参ください。

問 フリガナの通知に、海外に住んでいる家族の名前がありませんでしたが、戸籍にフリガナは記載されますか。届出をする場合はどうすればよいですか。

答 戸籍に記載する予定の氏名のフリガナ情報が、本籍地の市区町村にある場合は、届出をしなくても令和8年5月26日以降にフリガナが戸籍に記載される場合がありますが、フリガナの情報が無い場合は、記載されません。正しいフリガナを記載するには届出が必要です。

届出は、海外利用が可能なマイナンバーカードを所持している場合は、マイナポータルからできるほか、在外公館へ届出することもできます。また、日本に一時帰国の際に、市区町村の窓口で届出することもできます。

外務省フリガナHP→



問 戸籍に氏名のフリガナが記載される制度が始まり、出生届の時にキラキラネームを付けられなくなったと聞きましたが、本当ですか。

答 戸籍に記載する氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られることとされました。

一般的に認められているものとは辞典等に掲載されているものです。

その漢字の音読み、訓読みの一部を当てたもの(心愛(ココ・ア)、桜良(サク・ラ)など)や、熟語で読み方が決まっているもの(飛鳥(アスカ)、五月(サツキ)、日向(ヒナタ)など)、読まない漢字を含むもの(美空(ソラ)、彩夢(ユメ)など)も認められます。

一般の読み方と認められない場合は、「フリガナの名づけの由来」等、そのフリガナが一般の読み方であることの説明を、届書のその他欄に記載していただいたり、「辞典」「新聞」「雑誌」「書籍」など一般に頒布されている書物等から引用した場合は、そのコピーを添付の上、どこから引用したのかを別紙様式に明記していただいたりすることがあります。

問 通知がもう手元にないが不安なので通知されたフリガナを確認したい。どうすればよいですか。

答 マイナポータルから戸籍のフリガナの届出のページに進んでいただくと画面上で確認することができます。なお、フリガナの届出を1度もしていない場合は、戸籍にフリガナが記載された後でも、1回に限り家庭裁判所の許可を得ることなく届出によりフリガナを変更することが可能です。



戸籍制度マスコット
キャラクター
「コセキツネ」